

○ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>1～9（略）</p> <p>10 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>11～12（略）</p>	<p>厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>1～9（略）</p> <p>10 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る。</p> <p>11～12（略）</p>